## 第4回雇用対策部会議事概要

1 日 時:平成27年10月29日(木)15:00~17:00

2 場 所:内閣府地方分権改革推進室会議室(中央合同庁舎4号館8階)

3 出席者:岩村正彦(東京大学大学院教授)、玄田有史(東京大学社会科学研究所教授)、◎小早川光郎(成蹊大学法科大学院教授)、谷口尚子(東京工業大学准教授)、村尾新一(読売新聞論説委員)(◎は部会長)

4 関係者:福田泰也(日本商工会議所産業政策第二部副部長)

5 議 題:(1)日本商工会議所からのヒアリング

(2) 部会構成員による意見交換

- (1)福田泰也日本商工会議所産業政策第二部副部長から資料1に基づき、説明があった。 その概要は次のとおり。
  - ア 商工会議所はハローワーク特区や一体的実施の取組を評価しており、今後も取組 みを前進させてほしいと考えるが、地方への移管に関しては課題も山積していると 思われる。
  - イ ハローワークの地方移管に対しては、まず第一に失業保険給付の濫給に関する懸念、第二に都道府県の職員不足に起因するハローワーク職員の不足や専門知識の低下、そして第三として都道府県を跨ぐ広域の職業紹介機能の低下に伴う事業者と求職者のミスマッチの拡大等の課題がある。
  - ウ 雇用保障は国が行う中で、ハローワークの効率を上げて更に地方との連携を進めることが期待されるが、求職者、求人企業のニーズに応えることが何よりも優先されるべきことである。

これに関して、小早川部会長から、雇用対策における都道府県の強みについて質問があり、福田副部長から、地域の実情を詳しく把握している点を活かした政策を実行できることではないかとの回答があった。岩村構成員から、ハローワーク特区や一体的実施における具体的な効果について質問があり、福田副部長から、窓口の一本化による利便性の向上等の効果があったとの回答があった。村尾構成員から、商工会議所に対するヒアリング等を通じた①ハローワークの地方移管への見解、②現在のハローワークに対する問題点への見解を問われ、福田副部長から、①ハローワークの地方移管に対する直接的な意見は少なかった、②マッチングの効率を上げてほしいとの回答があった。小早川部会長から、求人情報の地方へのオンライン提供に関する見解を問われ、福田副部長から、中小企業の魅力発信の一助になっているという点では助かっているとの回答があった。さらに、小早川

部会長から、その際の提供の範囲の拡大について、見解を問われ、福田副部長から、企業の魅力が伝わるのであれば歓迎できるとの回答があった。

(2) 事務局から、資料2に沿って、部会構成員による現地視察(ハローワーク浦和・就業 支援サテライト及びハローワーク浦和)の概要について、報告があった。

これに関して、小早川部会長から、国と埼玉県の間の連携が進展し、友好的な雰囲気が 醸成されており、求職者にとっても有用ではないかとの意見があり、谷口構成員及び村尾 構成員がこれに賛同した。谷口構成員から、職業紹介と職業相談は一体的に実施した方が 効率的ではないかとの指摘があった。これに対して、玄田構成員から、職業紹介と職業相 談を一体的に実施した方が適切かどうかは、段階に応じた対応などが必要な人もいるの で、状況次第ではないかとの指摘があった。岩村構成員から、ハローワーク特区における 職業相談が埼玉県から民間への委託になっているのは、県には専門職がいないからでは ないかとの指摘があり、玄田構成員がこれに賛同した。

- (3) 事務局から、資料3に沿って、一体的実施、ハローワーク特区等の取組の充実策について説明があった。その概要は次のとおり。
- 〇 一体的実施、ハローワーク特区等の取組の充実策について、部会から指示を受けた事務局が関係する実務者(厚生労働省、全国知事会、埼玉県、鳥取県、佐賀県、全国市長会及び中野区)と検討した結果を取りまとめた。
- 一体的実施及びハローワーク特区関係では、「国の意思決定の迅速化」について、できる限り現場で判断するとともに、本省に相談する際の標準的な様式、標準処理期間の設定等による迅速化を図ることとし、「就職実績等の積極的な情報提供」について、少なくとも月に1回就職実績を提供し、また、本人の同意を得て、求職者の情報を地方に提供することとした。
- ハローワークの求人情報のオンライン提供関係では、「提供される求人情報の数・内容の充実」について、提供する求人企業の意向確認を徹底することとした。
- 全体を通じて、それらの見直しについては、できるものから速やかに実施するとともに、既存の施設に限らず、新規に実施する施設においても同様の取扱いとなるよう統一した方針として周知を図ることとする。

これに関して、玄田構成員から、一体的実施等の利用者目線での運用改善について、迅速性、積極性、柔軟性といった観点から、国において取り組んでいただきたいとの意見があった。小早川部会長から、「個別に検討し対応」となっている点について、より丁寧かつ具体的に書き込むことが必要ではないかとの意見があり、玄田構成員がこれに賛同した。玄田構成員から、個人情報の国から地方への提供は、機械的に実施できるものではな

く、現場における連携等の状況によるところが大きいことや、ハローワークも地方も余裕がない状況で業務を実施している中で、今回の充実策により、業務の過重化を招き、サービスが低下することがないように留意すべきとの意見があった。

- (4)事務局から、雇用対策における国と地方の連携及び国、地方の公的な無料職業紹介の あり方に係る論点について説明があった。その概要は次のとおり。
- 一体的実施やハローワーク特区の成果は、職業紹介と福祉施策や産業施策、また、若 者・女性・中高年・障害者支援施策等との連携による取組が高い効果を生むことを示し たものと考えられ、利用者にとって望ましいのではないか。
- 一体的実施の取組において、地方側のハローワークへの希望に関して協議や連携を 円滑に進めているところとそうでないところがあるが、国と地方の連携のあり方をど のように考えるか。
- ハローワーク特区における知事から労働局長への指示権について、実際に活用されたのは佐賀県の特区における1件のみであるが、指示権を背景に現場での調整が円滑に進んでいると評価されており、こうした仕組みの効果をどう考えるか。
- 公的な無料職業紹介が、雇用のセーフティネットとして、都道府県域を超えた広域的な労働移動への対応や急激な景気の悪化など、緊急時の迅速・機動的な対応といった機能を十分に発揮し、利用者のニーズに応えていくためには、どのような在り方が望まれるか。
- 女性施策、若者施策、障害者施策と結びつく地域のニーズに応じた公的な無料職業紹介についてどのように考えるか。

これに関して、岩村構成員から、指示権を背景に現場での調整が円滑に進んでいるとの意見があったが、指示権は伝家の宝刀であり、特区を全国的に広げることは慎重であるべきではないかとの意見があり、玄田構成員がこれに賛同した。岩村構成員から、①全国的な職業紹介のセーフティネットの在り方として、都道府県域を超えた広域的な労働移動への対応が必要、②急激な景気の悪化など、緊急時の迅速かつ機動的な対応が担保されるべきで、平常時に国が無料職業紹介を行っているからこそ、緊急時の対応も可能となるのではないか、③地域のニーズに応じたプラスアルファの無料職業紹介を地方公共団体が行うことについては、必ずしも民間と同じ規制にする必要はなく、公的なものと位置付けることがよいのではないかとの意見があった。玄田構成員から、利用者に一番近い経営者団体、労働者団体が共通の考えを持っていることにも留意する必要があるとの意見があった。

(5) 最後に、小早川部会長から、次回会合では、本日のヒアリング及び議論の内容を踏ま えて、閣議決定に基づく検証・検討に係る議論をさらに深めていきたいとの発言があっ た。

(以上)